

人生に多くの喜びを!

にし かわ こう へい

西川浩平NEWS

荒川区議会議員 令和5年初当選 現在1期目

ひとことメッセージ 〈毎月初旬に前月の活動報告を中心に記載したニュースを発行しています〉

猛暑や台風に翻弄された8月が終わり、秋に向かって暑さが和らぐことを期待してやまない今日この頃ですが、区議会ではいよいよ令和5年度の決算を審査する“ケツク(決算特別委員会)”がスタートします。昨年度のお金の使い方が適正であったか、しっかりと精査していきたいと思ひます。皆様にとって実り多き秋となりますことをお祈りしています。

委員会報告

文教・子育て支援委員会

◆ 保育施設や文化施設、スポーツ施設等に関する指定管理者の実績評価を実施

8月30日、委員会が開催され文化施設(3)・生涯学習施設(2)・スポーツ施設(1)・保育施設(6)の計12施設の運営・管理等を委託する指定管理者の令和5年度実績評価【※】の内容について審議を行った他、**荒川総合スポーツセンター**及び**南千住保育園**の新たな**指定管理者候補者の選定結果**についても審議を行いました。

解説!“指定管理者制度”って何?



指定管理制度とは、公の施設をノウハウのある民間事業者等に管理してもらう制度のことです

指定管理者候補者選定結果

【※. 施設の維持管理・区民サービス・財務・労務の状況进行评估】

施設名	指定管理者候補者
荒川総合スポーツセンター	荒川スポーツマネジメント共同事業体 【代表企業(株)東京アスレティッククラブ/構成企業(株)東急コミュニティー】
指定管理期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日(5年間)
荒川区立南千住保育園	HITOWAキッズライフ株式会社
指定管理期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日(5年間) 【引継ぎ期間:令和7年4月1日～令和8年3月31日】



指定管理者候補者は、9月会議での承認を得て正式に指定管理者となります



荒川総合スポーツセンター



委員会で行った質問の内容をYouTubeでお聴きいただけます!

荒川区議会ホームページ 検索

区議会のトップページから**委員会録音中継**のアイコンをクリック、文教・子育て委員会の欄から令和6年8月30日音声を選択していただくか、下記のアドレスをご入力下さい。
https://www.city.arakawa.tokyo.jp/a053/gikaisenkyo/kugikai/060830_bunkyo.html

お知らせ

不燃化特区の助成制度は“令和7年度まで”です!

・ 不燃化特区 令和6年度 第4回 “住まいの相談会”が開催されます!

【開催日時】9月27日(金)17時～20時/28日(土)9時30分～17時【会場】荒川区役所北庁舎

【問合せ先】荒川区住まい街づくり課 ☎ 03-3802-4319 ※事前予約が必要です!



木密地域の建物の解体・建替え工事費等を助成します

・ 今年も子ども議会が開催されました！

8月27日、区内10校の公立中学の生徒さん20名(各校2名)が参加して“子ども議会”が開催されました。普段我々が本会議で一般質問を行う際、“子育てや教育”、“医療や福祉”等の分野に質問の多くが集まりますが、今回の子ども議会では、“街づくり(再開発)”、“地域の防災”、“交通事故対策”、“ひろば館の利活用”、“電子書籍図書館”や“フードロス問題”などの日常生活における身近な課題に加え、“産業の育成(起業支援)”といった区の将来を見据えた提案を中学生ならではの視点でとらえ質問を行っているのを傍聴席から興味深く拝見しました。中学生の皆さんが、今回の子ども議会を通じて荒川区政を身近なものと感じ、政治への関心を深めていただく機会となるよう今後もこのような取組が継続されることを望んでいます。



令和6年度子ども議会 質問通告一覧

質問項目	中学校名	区内で起こる交通事故防止に向けた施策	
地域を活性化させるための取組	第一	電子マネーの利用促進につながる荒川区独自のポイント還元制度の実現	第九
荒川区の再開発	第三	中高生向けのチラシ等を活用した施設のPR	尾久八幡
木造建築物の災害対策		企業の支援	
荒川区の施設建設計画	第四	電子図書館開設および新しい図書館開設	南千住第二
多くの人が楽しめる娯楽・スポーツ施設の建設		町屋地域の小・中学生が学び遊び、集える施設の整備	
道路や歩道の安全	第五	ふれあい館の貸室利用	原
あらかわ遊園の宣伝活動	第七	荒川区立図書館などの周辺の施設の充実策	諏訪台
食品ロスとその対策		校庭	

・ 国民健康保険の保険証の取扱いが変わります！(12月2日以降)

現在、皆さんがご利用になられている荒川区国民健康保険の保険証の取扱いが12月2日以降下記のとおりに変更されます。今回の措置は、いわゆる“マイナ保険証”に現在ご利用されている保険証が置き換わることによるものですが、マイナンバーカードをお持ちでない方も“資格確認証”という従来の保険証に変わるカードが発行されますので、従来通り医療機関での保険診療が受けられます。また、マイナンバーカードを所持していても保険証として利用するためには登録が必要となりますのでご注意ください。

【変更内容】

- ①現在お持ちの被保険者証(保険証)は令和7年9月30日まで使用可能です。
- ②令和6年12月2日以降国民健康保険に加入されている方でマイナ保険証を持たない方には「資格確認証」を交付
- ③令和7年7月に、マイナ保険証を持たない方には「資格確認証」を一斉送付

【問合せ先】

荒川区福祉部国保年金課 ☎ 03-3802-3111(代表)



区政に関するご相談はお気軽に当事務所まで！

～ ホームページでは過去のNEWSもご覧頂けますQRコードをご利用下さい～



西川浩平事務所 〒116-0001東京都荒川区町屋6-24-12
☎ 03-3895-9595 ✉ nishikawa@kohei.tokyo.jp 🌐 https://www.nishikawakohei.jp/